

金融商品取引法の特定投資家制度に関する「期限日」について

2026 年 4 月

お客様各位

金融商品取引法第 34 条の 3 第 2 項、及び第 34 条の 4 第 6 項に基づく、特定投資家制度における「一般投資家から特定投資家への移行」の「期限日」について、当社は、以下のとおり「一定の日」を定めております。

当社が定める「一定の日」: 毎年 3 月 31 日（休日の場合を含みます。以下同じ）

「一般投資家から特定投資家への移行の期限日」は、当社が移行を承諾した日から 1 年以内の 3 月 31 日となります。

（ご参考）特定投資家制度について

金融商品取引法では、利用者保護を前提としつつ、規制の柔軟化、取引の円滑化を図る観点から、お客さまを「特定投資家」と「特定投資家以外のお客さま（一般投資家）」に区分し、お客さまが「特定投資家」である場合には、「契約締結前の書面交付義務」などさまざまな利用者保護に関する規制が適用除外となります。

また、お客さまのお申出により一定の手続きを経ることで「特定投資家」と「一般投資家」との間の移行ができる場合があります。

上記「期限日」は、特定投資家への移行が可能な「一般投資家」のお客さまが、一定の手続きを経て「特定投資家」へ移行した場合の期限日であり、当社が移行承諾した日から 1 年以内の 3 月 31 日となります。但し、期限日以前であっても、お客さまからの申出により、いつでも「一般投資家」へ戻ることができます。

なお、「特定投資家」から「一般投資家」へ移行につきましては、お客さまの申出があるまで有効となりますので、上記「期限日」は適用されません。

エステックアセットマネジメント株式会社

ご紹介している商品・サービスは、当社の総合的な判断により、お客様に販売・提供できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

エステックアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業：関東財務局長（金商）第 3458 号

加入協会：一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人資産運用業協会

